

カンニング行為の代償

ここ数年、試験における不正行為(カンニング)が後を絶ちません。

現在の学生は、一般的に「不正行為」に対する罪悪感が薄く、その代償の大きさの自覚がないと言われています。

本学では試験時に「不正行為」を行った、「不正行為」を行おうとした、または「不正行為」を幫助したと認定されると、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、**当該学生が当該学期に履修登録している全ての授業科目(学期をまたがって履修する科目を含む。)**の単位が認定されないだけでなく、**学則58条により、退学又は停学又は訓告となり、停学の場合は留年することもあります。**

試験時には、受験上の注意などの掲示や試験監督者の説明に従い、不正行為は厳に慎んでください。また、「不正行為」と疑われるような行為も厳禁です。

「不正行為」により大きな不利益を被るのは本人です。